様式第12の7（第2条の2関係）

大規模契約解約等報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 小売電気事業者名及び登録番号 |  |
| 登録特定送配電事業者名及び登録番号 |  |
| 取次業者名 |  |
| 連絡先担当者氏名 |  |
| 電　話　番　号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第1号の規定に基づき、その締結する小売供給契約又は小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を九十日以内（以下「特定期間内」という。）において同号に定める数以上行うので提出します。

（需要家に申入れした内容）

|  |  |
| --- | --- |
| １．解約等の申出を開始する年月日 |  |
| ２．供給を停止する年月日 |  |
| ３．解約等を行う理由 |  |
| ４．苦情や問い合わせの連絡先 |  |
| ５．最終保障供給等の提供事業者 |  |

（小売供給契約等の解約等の状況）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定期間内において解約等の申入れを行う数、供給区域 | | | |
|  | 低圧契約 | 高圧契約 | 特別高圧契約 |
| 解約等の数 |  |  |  |
| 供給区域 |  |  |  |

（その他参考となるべき事項）

|  |
| --- |
|  |

備考　1　解約等とは、解除若しくは解約すること又は契約の更新を行わないことをいう。

　　　2　最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。

　　　3　小売供給契約等とは、小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。

4　低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。

　　　5　供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。